

条例施行以降の住工共生まちづくり推進に関する取組みの経過

平成 25 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大阪市住工共生のまちづくり条例施行 ・ 条例に基づき工場の集積を維持する地域として工業地域全域を「モノづくり推進地域」に指定 ・ 住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情について工場が実施する建築物、設備等の改善対策に補助金を交付する相隣環境対策支援補助金制度を新規実施 ・ 工場への理解を深めてもらうために、モノづくり企業等が主体となり、近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して補助金を交付する住工共生コミュニティ活動支援補助金制度を新規実施 ・ 住工混在を解消するために、工業系地域以外の地域から工業系地域へ工場を移転する場合に補助金を交付する工場移転支援補助金制度を新規実施（工業系地域：工業専用地域・モノづくり推進地域）
平成 25 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく附属機関として東大阪市住工共生まちづくり審議会を設置
平成 25 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ モノづくり推進地域における住宅建築時の規定を施行（建築主が、住宅建築時に市との協議や周辺の工場へ事前説明等の手続きを行う。）
平成 26 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高井田まちづくり協議会を住工共生まちづくり協議会に認定 ・ 高井田まちづくり協議会の対象区域を重点地区に指定（住工共生のまちづくり推進を目的とする団体を住工共生まちづくり協議会として認定し、協議会の対象区域内のモノづくり推進地域をモノづくり企業の集積を重点的に維持する重点地区として指定）
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部を除く準工業地域をモノづくり推進地域に追加指定 ・ 相隣環境対策支援補助金制度、工場移転支援補助金制度の補助率と補助限度額を拡充（※平成 26 年度から平成 30 年度までの限定措置） ・ モノづくり推進地域において新たな住宅開発を抑制するため、既存の一定面積以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却し新たに工場が立地された場合、もとの土地所有者に対して補助金を交付する事業用地継承支援対策補助金制度を新規実施 ・ 市内の工業系地域内で事業者が新たに一定面積以上の工場を立地（新築・建替・増築・取得）した場合に補助金を交付する立地促進補助金制度の補助対象地域を拡充
平成 26 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点地区である高井田地区にモニュメント 1 基とプレート 250 枚を設置
平成 27 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付する住工共生まちづくり活動支援補助金制度を新規実施

平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地促進補助金制度の補助期間を拡充（3 年間に 5 年間に拡充）
平成 29 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住工共生まちづくり活動支援補助金を事業補助から運営補助に拡充 ・ 住工共生コミュニティ活動支援補助金制度を廃止 ・ 操業環境に恵まれた川田四丁目、水走五丁目地区について、魅力的な工業機能の保全を図るために住宅やマンション、大規模な店舗等の立地を規制する特別用途地区を指定し、特別用途地区内への支援施策を実施 （特別用途地区：地域的な特別の目的から、用途地域と重ね合わせて指定することにより土地利用の増進、環境の保護などを図り、用途地域による用途制限を強化または緩和することができる制度） ・ 住工混在が進んでいる高井田中一丁目地区において、住工が調和して共存するモノづくりのまちの形成を図るために地区計画を策定 （地区計画：地区の住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる制度）